

令和 4 年度 木曽川水系イタセンパラ保全業務仕様書

1. 業務の目的

イタセンパラは、生息環境の悪化等により、近年、分布域の縮小や個体数の急速な減少が起きており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、平成 7 年に「国内希少野生動植物種」に指定され、平成 8 年には「イタセンパラ保護増殖事業計画」が策定された。

濃尾平野においても、イタセンパラは、かつては木曽三川とその支流、農業用水路等（以下、「木曽川水系」という。）で生息が確認されていたが、分布域は縮小傾向にあり、生息が確認されているワンドやタマリは限られており、危機的状況にある。

このため環境省では、平成21年度に岐阜県世界淡水魚園水族館における木曽川個体群の生息域外保全を柱とした「木曽川イタセンパラ生息域外保全実施計画」を作成し、同計画に基づく生息域外保全事業を実施してきた。その後、既存計画の第二期として平成26年度に策定された「木曽川水系イタセンパラ保護増殖事業実施計画」に基づき、飼育繁殖個体群の野生復帰を視野に入れ、平成29年度に「木曽川水系イタセンパラ試験導入計画書」を策定し、平成30年度には木曽川に試験導入を実施し、その後その結果を検証してきたが、定着は確認されていない。

本年度は、有識者等による保護協議会や域外保全部会等を引き続き開催するとともに、これまで蓄積されてきた知見や各飼育繁殖施設の取り組み状況等を踏まえ、産卵母貝の再利用に関する知見を整理するなど、イタセンパラ保護増殖事業の強化に資することを目的として実施する。

2. 業務の内容

中部地方環境事務所担当官（以下、「担当官」という。）と協議し、了解を得た上で、以下の各業務を実施する。

(1) 業務計画の立案

本業務の作業内容等について作業計画及び工程計画を立案し、担当官の了解を得る。

(2) 木曽川中流域におけるイタセンパラ生息等状況の把握

当所が別業務で実施する「令和 4 年度木曽川水系イタセンパラ生息状況調査」結果と過年度の調査結果及び国土交通省中部地方整備局による調査等を踏まえ、現在の木曽川中流域におけるイタセンパラの生息状況を分析し、基礎資料を作成のうえ、各種会議、打合せの場で活用する。

(3) イタセンパラの遺伝子解析

生息域外保全個体群の遺伝的多様性維持及び木曽川水系個体群の遺伝子構成の評価のため、遺伝子分析を実施する。

生息域外保全個体群の遺伝状況を把握するため、関係園館の協力を得て採取した検体及び別途中部地方環境事務所が発注した調査において採集したサンプル等を用い、マイクロサイト DNA で遺伝子解析を行い、集団間・世代間の遺伝的多様性、血縁度、類似性など集団構造の推定を行う。解析に必要な消耗品は本業務で支出すること。（本業務合計で100検体程度を想定）。

なお、解析場所は富山大学を想定し、富山大学大学院理工学研究部准教授の協力を得る。

(4) イタセンパラ生息域外保全個体の試験導入の追加実施に向けた実施計画案の作成

過年度に実施した試験導入の追加実施に向けた検討結果等を踏まえ、試験導入の追加実施に向けた実施計画書案を作成し、時間的余裕をもって担当官に提示するものとする。

(5) タテボシガイの効率的な利用に係る知見の整理と提案

イタセンパラの産卵母貝として各飼育繁殖施設で利用しているタテボシガイについては、人工的な繁殖技術も確立されておらず、自然界における分布域も限られることなどから、生息域外保全においてもその確保が大きな問題となっている。

過年度の域外保全部会においても一度産卵に利用したタテボシガイは再利用しない施設が大方である中、畜養後再利用が可能であるとの意見も聞かれたところであり、これらの施設や専門家等から情報の収集、調査、整理を行い、飼育繁殖施設における今後の取り組みについて提案を行う。

(6) 木曽川水系イタセンパラ保護協議会の実施

①協議会（本会）の開催

本業務の実施に向けた専門的知見を得るため、学識経験者等から構成される協議会を以下のとおり開催する。

ア 開催場所・回数

名古屋市またはその周辺市町村において、1回開催（WEB併用も検討）する。

イ 作業内容

検討会の委員等委嘱、資料作成、開催・運営（資料の説明含む）、委員等への謝金・旅費の支払い、議事録作成等、一切の事務を行う。なお、協議会の資料作成及び議事の検討に際しては本業務で実施する調査等の内容の他、別途中部地方環境事務所が発注する「令和4年度イタセンパラ飼育繁殖業務」及び「令和4年度木曽川水系イタセンパラ生息状況調査」、国土交通省中部地方整備局等が実施する調査、他機関が実施する事業等の内容についても情報収集し、資料に適宜反映させることとする。

協議会開催にあたっては、本業務の進捗を踏まえて担当官が指示する資料を作成し、協議会開催までに十分な時間的余裕を持って提示し、確認を受けるものとする。

ウ 委員等の旅費・謝金

協議会の開催に際しては、検討委員に対して旅費及び謝金を支給する。旅費については国家公務員等の旅費に関する法律に準じて支給し、謝金は検討委員に対して、それぞれ1回当たり12,000円を支給する。

エ 委員等の構成

委員等は、木曽川水系イタセンパラ保護協議会（環境省中部地方環境事務所と国土交通省中部地方整備局の共同事務局）の有識者委員である9名のうち中部地方環境事務所が旅費・謝金を支払う委員は下記の3名を想定している。

【検討委員：計3名】

- ・ 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センター長

- ・世界淡水魚園水族館 館長
- ・富山大学学術研究部理学系 准教授

オ 開催にかかる経費

協議会開催にかかる経費、委員（環境省中部地方環境事務所が担当する委員3名）等への旅費・謝金、その他協議会開催にかかる経費は本事業費で計上、支出すること。なお、開催場所は有料会場の使用を含め検討すること。

② 生息域外保全部会の開催等

イタセンパラの飼育・繁殖を実施している以下の4園館の実務担当者による会議（生息域外保全部会）を、2回程度開催し、各園館間の情報共有を図る。

特に、本部会を通じ、施設間の飼育・繁殖手法を整理し、飼育・繁殖手法の技術向上と保護増殖体制の確立に向けた検証の実施に加え、今後の各園館の役割分担について検討・確認する。

また、産卵母貝としてのタテボシガイ等の捕獲について園館の状況を取りまとめ本部会に報告すること。

ア 会議開催にかかる経費

部会の開催にかかる経費は本事業で計上、支出するものとする。会議へのアドバイザーの招聘は1名1回程度を想定する。

イ その他

本会議にかかる資料作成、開催・運営（資料の説明含む）、アドバイザーへの謝金（1回当たり14,000円を支給する）、旅費の支払い、議事録作成等、一切の事務を行う。旅費については国家公務員等の旅費に関する法律に準じて支給する。なお、開催場所は中部地方環境事務所会議室を想定のため会場費は見込まない。

【4園館】

世界淡水魚園水族館
岐阜県水産研究所
東山動植物園
碧南海浜水族館

【アドバイザー】

富山大学学術研究部理学系准教授 等

③事務局会議の開催等

木曽川水系イタセンパラ保護協議会の共同事務局である中部地方整備局及び中部地方整備局木曽川上流河川事務所との事務局会議を年2回程度開催する。

開催にあたっての必要な資料を作成する。

なお、会場は担当官が準備する。

（7）普及啓発のための勉強会等の実施

これまでのイタセンパラ保全の経緯を踏まえ、特に若い世代の生物多様性保全の意識の醸成、さらなる普及啓発・地域連携を効果的に進めるきっかけ作り等を目的として、勉強会等を以下のとおり実施する。具体的には、案を提示の上、関係機関及び担当官等と協議して決めること。

① 木曽川水系イタセンパラ保護協議会勉強会等開催

ア 回数

勉強会等を1回程度開催する。

イ 作業内容

他機関と連携し、木曽川水系イタセンパラ保護協議会勉強会等の企画及び資料作成、開催・運営、講師等への謝金・旅費の支払い、議事録等の作成等、一切の業務を行う。

なお、開催に際しては、十分な時間的余裕を持って実施案を提示し、確認を受けるものとする。

また、勉強会等では参加者にアンケートを実施し、勉強会の内容や本業務に関する参加者の意識等を分析し、今後の勉強会等の方針案を策定するにあたって、本業務の参考とすること。

ウ 講師等の旅費・謝金

勉強会等の開催に際しては、講師(3名程度を想定)等に対して旅費及び謝金を支給する。

旅費については国家公務員等の旅費に関する法律に準じて支給するとともに、謝金は講師に対して1回当たり14,000円を支給する。

エ 開催にかかる経費

勉強会等の開催及び議事録等の作成にかかる経費、講師等への謝金・旅費、その他勉強会等の開催にかかる経費は本事業費で計上、支出すること。

なお、開催場所は有料会場の使用を前提として検討するが、コロナ等社会情勢も考慮し、場合によってはWebによる開催、または併催もやむを得ないものとする。

② 飼育展示

ア 各種施設及び学校等(愛知県一宮市7箇所、岐阜県羽島市6箇所、岐阜県岐阜市1箇所を想定)における飼育展示に係る日程調整、個体の運搬及び取扱説明を行う。

イ 飼育展示にかかる運搬経費は本事業費で計上、支出すること(4回程度を想定)。

(8) 東山の野外池におけるモニタリング

東山の野外池(以下、「野外池」という。)(面積560m²、最大水深40cm程度、所在地:愛知県尾張地区)において、累代飼育個体及び二枚貝について以下のモニタリング等を実施する。

① 仔稚魚浮出状況調査

野外池において、イタセンパラの仔稚魚浮出状況を確認するため、1回程度(5~6月頃を想定)調査を実施し、同定、個体数を記録する。

② 二枚貝のモニタリング

野外池において、二枚貝(稚貝を含むタテボシガイ及びドブガイ類)について、モニタリング時には貝開けを行うとともに、以下の項目を測定する。調査は定性調査による実施を想定し、1回程度(冬の間を想定)実施する。その他実施すべき調査がある場合提案すること。

【調査項目】

生息個体数、産卵確認、サイズ分布(殻長、殻高、殻幅)、湿重量、分布状況

③ 環境モニタリング

野外池において、以下の環境モニタリングを行う。

ア 水温の連続測定

野外池の代表箇所（中央部）において水温の連続観測を実施する。

イ 簡易水質調査

野外池において、上記の①、②調査時に計測器を用いて以下の項目の分析を行う。

【分析項目】水温、pH、D0、EC

（９）打合せ協議

業務の適切な遂行を図るため、少なくとも次に掲げる段階で打合せを行うものとし、その他担当官が必要と認めたときにも打合せを行うものとする。着手時打合せは中部地方環境事務所での打合せを想定し、それ以外はWEBでの打合せを想定。

また、議事録概要を作成し、担当官の確認を得ること。

- ① 業務着手時
- ② 協議会資料案作成時
- ③ 勉強会等の資料作成時
- ④ 成果物の最終案作成時

3. 業務履行期限

令和5年3月24日

4. 成果物

紙媒体：報告書5部（A4版100頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R等 2式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）、その電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 中部地方環境事務所

5. 著作権等の扱い

- （１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- （２）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- （３）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （４）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- （５）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 本業務の実施に伴い必要となる各種法令等の手続き及び調査対象の管理者の承諾等は、請負者が行うものとする。
- (2) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

- (4) 本業務を行うに当たって入札希望者は、必要に応じて本業務に係る過年度報告書を、所定の手続きを経て中部地方環境事務所内で閲覧できる。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、担当官と訪問日時を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情

報セキュリティの観点から、提示できない場合がある。

連絡先：中部地方環境事務所野生生物課（TEL：052-955-2139）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。